

群馬県バス運行対策費補助金交付要綱

群馬県バス運行対策費補助金の交付については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号）（以下、「国庫補助金交付要綱」という。）及び群馬県補助金等に関する規則（昭和 31 年群馬県規則第 68 号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この補助金は、県民の生活に必要な地域間幹線系統（別表 1 に定める要件に適合する系統）を運行している乗合バス事業者に対して、運行費補助及び車両減価償却費等補助を行うことによって、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

第 2 章 路線維持費補助金

（補助対象系統）

第 2 条 補助対象系統は、別表 1 に定める要件に適合する系統とする。ただし、関係市町村等から当該系統に係る補助対象経常費用と経常収益との差額に対し、相当の補助等を行う取り決めがある系統を除く。

（補助対象事業者）

第 3 条 補助対象事業者は、乗合バス事業者であって、群馬県地域公共交通活性化協議会生活交通分科会設置要綱（令和 5 年 2 月 10 日施行）に基づく協議会（以下、「協議会」という。）での協議に基づいて県の定める一定の要件の下で、地域間幹線系統を運行するものとして知事が選定するものとする。

2 前項の補助対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3）暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- （4）暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- （5）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- （6）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- （7）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- （8）暴力団員と密接な交友関係を有する者

（補助対象経費の額）

第 4 条 補助対象経費の額は、別表 2 に定めるところにより算定するものとする。

（補助対象期間）

第 5 条 本章における補助対象事業の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 11 条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の 9 月 30 日を末日とする 1 年間とする。

(補助対象系統の要件成否の決定)

第6条 補助対象系統の要件成否の決定は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式による路線維持費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。ただし本条(1)の書類について、本要綱の他の補助金の交付申請において既に添付している場合は、省略することができる。

(1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)

第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

(2) 第1号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象系統に係るものに限る。)

(3) 補助対象系統の見直し計画(別に定める要領による。)

(補助金の交付額)

第8条 補助金の交付額は、補助対象経費の1/2に相当する額の範囲内で知事が定める額とする。

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第9条 知事は、第7条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、第2号様式による補助金の交付の決定及び額の確定通知書を当該申請者に通知し、補助金を交付する。

(補助金の経理等)

第10条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 乗合バス事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第11条 知事は、補助金の交付を受けた乗合バス事業者が次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 本要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。

(3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(不当介入があった場合の届出義務)

第12条 補助事業の遂行において第3条第2項の各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報するものとする。

(調査)

第13条 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員をして帳簿書類その他の物件等について必要な調査をさせることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別

に定める。

第3章 車両減価償却費等補助金

（補助対象事業者）

第15条 補助対象事業者は、第3条の要件に該当する者とする。

（補助金の交付額）

第16条 補助金の交付額は、補助対象車両減価償却費及び当該車両の購入に係る金融費用の1/2の額の範囲内で知事が定める額とする。

（補助対象事業の基準）

第17条 本章における補助対象事業は、補助対象系統を運行するために必要な車両の取得であって、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 補助対象経費は、別表3に定める要件に適合する補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額とする。
- 二 補助対象経費の額は、別表4に定めるところにより算定するものとする。

（補助金交付申請）

第18条 補助金の交付を受けようとする者は、第3号様式による車両減価償却等補助金交付申請書に補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の事業報告書（本章に係る経常費用を除く。）及び補助対象購入車両減価償却費並びに当該購入に係る金融費用の根拠となる書類を添えて補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。ただし、路線維持費補助金の交付の申請を行っている場合は、本条の添付書類を省略することができる。

（補助事業の変更の承認）

第19条 補助対象事業者は、補助金の変更を生じる場合は、遅滞なく変更内容及び変更理由を記載した補助事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定等）

第20条 知事は、第18条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、第4号様式による補助金の交付の決定及び額の確定通知書を当該申請者に通知し、補助金を交付する。

（準用規定）

第21条 第5条、第10条、第11条、第12条、第13条及び第14条の規定は、本章の補助について準用する。

附 則

- 1 この要綱は平成13年度から適用する。ただし、平成12年10月1日から平成13年3月31日までの補助対象期間に係る「第2種生活路線維持費補助金」、「第2種生活路線維持費補助金」については「群馬県地方バス路線維持費補助金交付要綱」に基づいて補助するものとする。
- 2 この要綱は平成14年度から適用する。
- 3 この要綱は平成15年度から適用する。
- 4 この要綱は平成16年度から適用する。
- 5 この要綱は平成17年度から適用する。
- 6 この要綱は平成18年度から適用する。

- 7 この要綱は平成 19 年度から適用する。
- 8 この要綱は平成 21 年度から適用する。
- 9 この要綱は平成 22 年度から適用する。
- 10 この要綱は平成 23 年度から適用する。
- 11 第 5 条（第 18 条において準用する場合を含む。）中「1 年間」とあるのは、平成 23 年度に限り、「4 月 1 日から 9 月 30 日の間」と読み替えるものとする。ただし、次条に基づき申請する補助対象事業を除く。
- 12 第 2 条に定める補助対象事業の基準に関わらず、この要綱施行の際、現に別表 5 の補助対象系統の要件に合致している系統については、平成 23 年度に限り、補助対象系統とする。
- 13 第 2 条ただし書きに該当する系統であって、この要綱施行の際、現に群馬県バス運行対策費補助金の交付を受けている系統については、平成 24 年度までの間に限り補助対象系統とする。
- 14 「群馬県バス運行対策費補助金交付要綱」に基づき平成 23 年 3 月 31 日までに取得した車両については、第 14 条の基準に適合した車両とみなす。
- 15 附則第 12 条に基づく補助対象系統を主に運行するために取得する車両については、平成 23 年度に限り、第 14 条に規定する補助対象系統を運行するために必要な車両とみなして同条の規定を適用する。
- 16 この要綱は平成 27 年度から適用する。
- 17 交付要綱別表 1 路線維持費補助金（補助対象系統）の「補助対象事業の基準」「ホ」について、令和 2 年度における実績輸送量が新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少により 15 人を下回ったとしても、補助対象外とすることはない。
- 18 交付要綱別表 2 路線維持費補助金（補助対象経費）の「補助対象経費の算出方法」における平均乗車密度について、令和 2 年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和元年度実績と令和 2 年度実績を比較して高い方を採用するものとする。
- 19 令和 2 年度に限り、補助金交付申請書の提出について第 7 条の規定を適用せず、令和 3 年 3 月 31 日までに知事に提出するものとする。
- 20 この要綱は令和 2 年度から適用する。
- 21 交付要綱別表 1 路線維持費補助金（補助対象系統）の「補助対象事業の基準」「ホ」について、令和 3 年度における実績輸送量が新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少により 15 人を下回ったとしても、補助対象外とすることはない。
- 22 交付要綱別表 2 路線維持費補助金（補助対象経費）の「補助対象経費の算出方法」における平均乗車密度について、令和 3 年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和元年度実績と令和 3 年度実績を比較して高い方を採用するものとする。
- 23 令和 3 年度に限り、補助金交付申請書の提出について第 7 条の規定を適用せず、令和 4 年 3 月 31 日までに知事に提出するものとする。
- 24 令和 4 年度の補助対象系統の経常収益には、運送収入の実績額のほか、令和 3 年度群馬県乗合バス運行費支援金交付要綱（令和 4 年 1 月 6 日施行）に基づき交付された支援金額について、補助対象系統ごとに実車走行距離など合理的方法により按分した金額を算入するものとする。
- 25 この要綱は令和 3 年度から適用する。
- 26 交付要綱別表 1 路線維持費補助金（補助対象系統）の「補助対象事業の基準」「ホ」について、令和 4 年度における実績輸送量が新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少により 15 人を下回ったとしても、補助対象外とすることはない。
- 27 交付要綱別表 2 路線維持費補助金（補助対象経費）の「補助対象経費の算出方法」における平均乗車密度について、令和 4 年度に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和元年度実績と令和 4 年度実績を比較して高い方を採用するものとする。
- 28 令和 4 年度に限り、補助金交付申請書の提出について第 7 条の規定を適用せず、令和 5 年 3 月 31 日までに知事に提出するものとする。
- 29 この要綱は令和 4 年度から適用する。

- 30 第7条第1項第3号は令和6年度から適用する。
- 31 交付要綱別表1路線維持費補助金（補助対象系統）の「補助対象事業の基準」「ホ」について、令和5年度における実績輸送量が新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少により15人を下回ったとしても、補助対象外とすることはない。
- 32 この要綱は令和5年度から適用する。

別表 1 路線維持費補助金（補助対象系統）

補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者	補助対象系統に係る補助対象経常費用と経常収益との差額であって、別表 2 に定めるところにより算出される経費	協議会が定めた国庫補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 1 号に基づく生活交通ネットワーク計画に確保又は維持が必要として掲載された運行系統の運行のうち、次のイからへの全てに適合するもの。 イ 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 3 条の 3 第 1 号に規定する路線定期運行に係るもの。 ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成 13 年 3 月 31 日における市町村の状態に応じて決定するものとする。 ハ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの ・国庫補助金交付要綱別表 3 に定める広域行政圏の中心市町村への需要 ・上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると協議会が認めたものへ需要 ニ 1 日当たりの運行回数が 3 回以上のもの。ただし、協議会が認める場合は、平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上のものとする。 ホ 次式によって算出される補助対象期間の 1 日当たりの輸送量が 15 人～150 人のもの。ただし、過去 2 ケ年度連続して 1 日当たりの実績輸送量が 15 人未満又は 150 人超であったものを除く。 $\text{平均乗車密度} \times \text{運行回数}$ ヘ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該系統の補助対象経常費用に達していないもの。ただし、過去 2 ケ年度連続して経常収益が経常費用を超えた系統を除く。 ト 補助対象期間の末日（9 月 30 日）において引き続き運行されているものであること。（補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行った場合にあっては、再編を行う日の 30 日前までに生活交通ネットワーク計画の認定又は変更の認定を受けて実施した場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行したものとして取り扱う。）	1 / 2

別表 2 路線維持費補助金（補助対象経費）

補助対象経費の算出方法
1. 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額（消費税を除く。）とする。ただし、補助対象経常費用の 9 / 20 に相当する額を限度とする。なお、国庫補助金が補助対象経常費用と経常収益との差額を上回った場合にあっては、補助対象経費を認めないものとする。 2. 補助対象経常費用は、次式によって算出する。 当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 × 当該補助対象系統の実車走行キロ ただし、実車走行キロ当たり経常費用が、地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出する。 地域キロ当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統の実車走行キロ 3. 補助対象系統が他の系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の 50 % 以上である場合にあっては、当該競合系統の輸送量の和が 1 日当たり 150 人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。 当該補助対象系統の補助対象経常費用と経常収益との差額 × $\left(\frac{\text{当該補助対象系統の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該補助対象系統の総キロ程}} \right)$ 4. 補助対象経費の額は、平均乗車密度が 5 人未満の補助対象系統については、当該系統の輸送量を 5 人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

（注）

1. 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者の補助対象期間における乗合バス事業の経常費用を補助対象期間における実車走行キロの実績値で除した 1 キロメートル当たりの経常費用をいう。
2. 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ 1 キロメートル当たりの標準経常費用を基礎として、国土交通省から示された額をいう。

別表 3 車両減価償却費等補助金（補助対象車両）

補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率
第 2 章の事業を行う一般乗合旅客自動車運送事業者	補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額であって、別表 4 に定めるところにより算出される経費	協議会が定めた国庫補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 1 号に基づく生活交通ネットワーク計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイからニの全てに適合する車両。（新車に限る。） イ 補助対象期間中に新たに購入等を行うもの。ただし、前年度までに購入等を行い、本節による補助金の交付を受けている車両にあつては、耐用年数省令別表第一に規定する乗合自動車の耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。 ロ 主として第 2 章の補助対象系統の運行の用に供するもの。 ハ 地上から床面までの地上高が 6 5 センチメートル以下、かつ定員 1 1 人以上の車両であつて、次のいずれかに該当するもの。 ① ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） ② ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） ③ 小型車両（①及び②の類型に属さない、長さ 7 メートル以下かつ定員 2 9 人以下の車両） ニ ノンステップ型車両にあつては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成 1 5 年 1 2 月 2 6 日付け国自技第 2 1 1 号又は平成 1 8 年 3 月 1 0 日付け国自技第 2 5 4 号）に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に知事にその理由を記載した書類を提出しなければならない。	1 / 2

別表 4 車両減価償却費等補助金（補助対象経費）

補助対象経費の算出方法
1. 補助対象経費の額は、補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る補助対象金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）とする。 2. 補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額（車両本体及び第 2 章の補助対象系統の運行に必要な附属品の価格の合計）は、1 両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。 イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。） ・ノンステップ型車両：1, 500 万円 ・ワンステップ型車両：1, 300 万円 ・小型車両：1, 200 万円 ロ 実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として 1 円を控除した額。 3. 補助対象減価償却費は、耐用年数省令第 3 条又は第 5 条に規定する償却率に基づき次式により計算した額と、補助対象事業者が任意に設定した償却率に基づき算出した額のいずれか低い方の額を限度とする。（リース車両についても同様の取扱いとする。） $\text{補助対象購入減価償却費に係る車両費の額} \times \left(\frac{\text{当該車両の償却率} \times \text{補助対象期間中に使用していた月数}}{12 \text{ (月)}} \right)$ 4. 補助対象金融費用は、年 2.5 % を上限とする。（リース車両についても同様の取扱いとする。） 5. 特別償却制度の適用を受ける場合にあっては、3 で算出した限度額に、特別償却額を加えることができる。

別表 5 路線維持費補助金（経過措置関係）

補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者	補助対象系統に係る補助対象経常費用と経常収益との差額であって、別表 2 に定めるところにより算出される経費	協議会が定めた国庫補助金交付要綱附則第 3 条に基づく生活交通路線維持確保 3 ヶ年計画に掲載された補助対象系統の運行のうち、次のイからへの全てに適合するもの。ただし、補助対象系統の要件成否の決定は、平成 23 年 9 月 30 日の状態に応じて決定するものとする。 イ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益が同期間の当該系統の補助対象経常費用に達していないもの。 ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件成否の決定は、平成 13 年 3 月 31 日における市町村の状態に応じて決定するものとするが、平成 13 年 4 月 1 日以降に市町村合併が行われた後の単一市町村内を運行するものとして補助金を受けようとする系統はこの限りでない。 ハ キロ程が 10 キロメートル以上のもの。 ニ 次式によって算出される補助対象期間の 1 日当たりの輸送量が 15 人～150 人のもの。 平均乗車密度 × 運行回数 ホ 1 日当たりの運行回数が 3 回以上のもの。ただし、生活交通対策協議会が認めた場合は、平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上のものとする。 ヘ 国庫補助金交付要綱別表 3 に定める広域行政圏の中心市町村への需要に対応して設定されるもの又は、それ以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められるものとして指定したものに対応して設定されるもの。	1 / 2

群馬県知事 あて

名称及び代表者名
所 在 地 印

令和 年度路線維持費補助金交付申請書

令和 年度路線維持費補助金の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
	千円

2. 補助金の交付を受けようとする理由

3. 申請事業者の概要

補助対象期間の 損 益 状 況	乗 合 バ ス 事 業					
	営 業 収 益	千円	営 業 外 収 益	千円	経 常 収 益	千円
	営 業 費 用	千円	営 業 外 費 用	千円	経 常 費 用 イ	千円
	営 業 損 益	千円	営 業 外 損 益	千円	経 常 損 益	千円
乗合バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロ ロ	k m			経常収支率 %		

（注）乗合バス事業の収益、費用及び実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除くこと。

4. キロ当たり補助対象経常費用

補 助 ブ ロ ッ ク 名	乗合バス事業者キロ当 たり経常費用(実績) イ ÷ ロ = ハ	地 域 キ ロ 当 た り 標 準 経 常 費 用 ニ	キ ロ 当 た り 補 助 対 象 経 常 費 用 ハ 又は ニ のいずれか少ない方の額 ホ
	円 銭	円 銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

5. 生活交通路線維持費補助金交付申請に係る運行系統の概要及び補助申請額

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			系統キロ程 ㊦		補助ブロック外乗入部分のキロ程 ㊧		同一補助ブロック県外乗入部分のキロ程 ㊨		他路線との競合部分に係るキロ程 ㊩		補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 $(\text{㊦} - (\text{㊧} + \text{㊨} + \text{㊩})) \div \text{㊦} = \text{㊪}$
			起点	主な経由地	終点									
						往 . km 復 . km	(平均) km	往 . km 復 . km	(平均) km	往 . km 復 . km	(平均) km	往 . km 復 . km	(平均) km	%
						往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	%
						往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	%
						往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	%
						往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	%
						往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	%
合 計		系統				往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	往 . km 復 . km	. km	

補助ブロック名	申請番号	実車走行キロ ㊬	補助対象経常費用 $\text{㊬} \times \text{㊭} = \text{㊮}$	経常収益 ㊯	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 $\text{㊮} - \text{㊯} = \text{㊰}$	補助対象経費の限度額 $\text{㊰} \times 9/20 = \text{㊱}$	㊲又は㊳のうちいずれか少ない方の額 ㊴	㊴のうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの $\text{㊴} \times \text{㊵} = \text{㊶}$	平均乗車密度が5人未満の路線 $\text{㊶} \times \text{みなし運行回数} \div \text{運行回数} = \text{㊷}$	補助対象経費 ㊸	補助申請額 $\text{㊸} \times 1/2$
		. km	円	円	円	円	円	円	円	千円	千円
		. km	円	円	円	円	円	円	円	千円	千円
		. km	円	円	円	円	円	円	円	千円	千円
		. km	円	円	円	円	円	円	円	千円	千円
		. km	円	円	円	円	円	円	円	千円	千円
		. km	円	円	円	円	円	円	円	千円	千円
合 計		. km	円	円	円	円	円	円	円	千円	千円

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（以下国庫補助交付金要綱という。）別表1の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助交付金要綱第5条で定める期間）における補助交付金要綱第3章に係る経費費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貸第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、群馬県知事に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」、「県外乗入部分のキロ程」及び「他路線との競合部分に係るキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる県外乗入部分は㊧に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程㊦ー補助ブロック外乗入部分のキロ程㊧ー同一補助ブロック県外乗入部分のキロ程㊨）に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分、県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率㊪」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、㊷（平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は㊷の金額を記載し、記載がない場合は㊶の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助申請額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 県外乗入部分がある場合は、該当する系統について、県名を付して県外乗入部分について同様に記載すること。なお、申請書の「補助金の額」の欄は、県外乗入部分を含めた合計額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- 第1号の2様式の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）
- 振込口座情報がわかる書類

事 業 者 名		
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名) 印
補助金担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名) 印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（ 年度）

実態調査日 令和 年 月 日実施

運 行 系 統							年 間 輸 送 実 績					経 常 収 益			平 均 乗 車 密 度 算 定			輸 送 量 (A) × (G)	市町村に よる運送 収入引き 上げ措置 の有無	備 考
申請 番号	運 行 系統名	起点	主 な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1 人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人・km)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B) + (D) + (E)	運賃改定前 適用 運賃改定後 適用 の平均賃率×日数+の平均賃率×日数 総適用日数	平 均 賃 率 (F) (円)	平均乗車 密 度 (B) (C) × (F) (G)			
																			有・無	
																			有・無	
																			有・無	
																			有・無	
合計																			有・無	

- [記載要領]
- この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第 5 条で定める期間）について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
 - 申請番号は、補助金交付申請書の申請番号と同一のものとすること。
 - 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第 1 位まで記載すること。
 - 運行回数は、補助対象期間中における 1 日の平均を小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお 1 往復を運行回数 1 回とし、循環系統の場合は、1 循環で運行回数 1 回とする。
 - 1 人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
 - 輸送人キロは、輸送人員 × 1 人平均乗車キロにより算出すること。
 - 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年 1 回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
 - 実車走行キロは、小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
 - 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第 1 位（第 2 位以下切り捨て）まで算出すること。
 - 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
 - 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計については必ず記載すること。
 - 市町村による運送収入引き上げ措置の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

様

群馬県知事 印

令和 年度路線維持費補助金交付決定及び額の確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度路線維持費補助金については、群馬県補助金等に関する規則（昭和 3 1 年規則第 6 8 号）及び群馬県バス運行対策費補助金交付要綱に基づき、次のとおり交付することを決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

1. 補助金の交付の対象となる乗合バス事業の運行系統は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった運行系統のうち申請番号第 号～第 号のものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとする。
2. 補助金の確定額は次のとおりとする。

運 行 系 統 数	補 助 金 の 確 定 額
	千円

3. 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
- (1) 交付を受けた補助金については、生活交通路線の維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (2) 生活交通路線の取消し等があった場合において知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。
- (3) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存すること。

あて

印

令和 年度車両減価償却費等補助金の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

1. 交付を受けようとする補助金の額

補助対象経費	補 助 金 の 額
千円	千円

2. 補助金の交付を受けようとする理由

様

群馬県知事 印

令和 年度車両減価償却費等補助金交付決定及び額の確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度車両減価償却費等補助金については、群馬県補助金等に関する規則（昭和 3 1 年規則第 6 8 号）及び群馬県バス運行対策費補助金交付要綱の規定に基づき交付することを決定し、あわせてその額を確定したので通知します。

1. 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった車両減価償却費等のうち申請番号第 号～第 号のものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとする。
2. 補助金の確定額は次のとおりとする。

補助対象経費	補 助 金 の 額
千円	千円

3. 補助金の交付を受けた者は、次の条件に従わなければならない。
- (1) 交付を受けた補助金については、生活交通路線の維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (2) 生活交通路線の取消等があった場合において、知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。
- (3) 補助金に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存すること。